

使用料・手数料等

両市町で違いのある住民票の写しなど6件は、1件200円に統一することとしています。

国土調査等の公図の写しなど、町では適用する証明がなかったり無料になっているものや、一般廃棄物収集運搬業の許可などは、市の例によることにしています。

また、旅館業営業許可審査など県からの移譲事務で現在、市のみで行っているものは、新市全体で行うことにしているため、市の現行の手数料を適用しています。

主な手数料の内容は下の表のとおりです。

ごみの出し方など

ごみは、当分の間、旧市町の出し方のとおりに出してください。

主 な 手 数 料

項 目	新 市	能 代 市	二ツ井町
住民票の写しの交付	1件200円	1人200円で1人増すごとに150円を加算	1件200円
住民票記載事項証明	1件200円	1人200円で1人増すごとに150円を加算	1件200円
住民票の写しの広域交付	1件200円	1人200円で1人増すごとに150円を加算	1件200円
土地に関する証明	1件200円	1筆200円	1件200円
建物に関する証明		1棟200円	
所得・課税証明	1件200円	1件200円で1項目ごとに200円を加算	1件200円
納税証明	1件200円	1件200円で1税目ごとに200円を加算	1件200円
国土調査図及びこれに類する公図の写しの交付	1枚200円	1枚200円	—
耕作証明	1件200円	1件200円	—
道路幅員証明	1件200円	1件200円	—
市営住宅等入居証明	1件200円	1件200円	—
市営住宅等自動車保管場所使用承諾証明	1件200円	1件200円	—

農林水産関係事業

土地改良事業の事業費負担は「新市で速やかに調整。ただし、継続事業は事業完了まで現行の負担割合」となっています。

担い手育成関係事業は、現行のとおり新市に引き継ぎます。

松くい虫対策などの森林病害虫防除事業も、現行のとおり新市に引き継ぐとなっております。



松くい虫対策

商工・観光関係事業

商店街活性化対策は、現行のとおり新市に引き継ぐとなっております。中小企業に対する融資制度は「合併時に統一。なお、合併前に決定を受けた者の貸付・償還は今までの例による」となっています。

観光イベントは「地域の実情を考慮しながら新市で事業内容を調整する」となっています。